

令和4年度茨城地方最低賃金審議会
第二回本審議会議事録

令和4年8月1日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和4年8月1日（月）午前10時00分から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉
菅野 雅子
清山 玲
野村 貴広
細谷 あけみ

労働者代表委員 大森 玄則
黒澤 一仁
小坂 祐之
星野 由記
宮下 有一

使用者代表委員 瓜田 広
澤畑 英史
永井 教子
舟木 健生
水出 浩司

茨城労働局 局長 下角 圭司
労働基準部長 稲葉 典行
賃金室長 荻野 辰昭
室長補佐 中島 孝紀
賃金係長 平戸 直美

議事次第

- (1) 中央最低賃金の審議状況について
- (2) 最低賃金と生活保護費の整合性について
- (3) 令和4年度最低賃金に関する実態調査結果等について
- (4) 関係労使の意見書及び意見陳述について
- (5) 茨城県等からの要請書について
- (6) 茨城県最低賃金専門部会委員の任命について
- (7) その他

中島補佐

本日は、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から、令和4年度茨城地方最低賃金審議会第2回本審を開催いたします。本日は、全委員が出席しておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定を満たしており、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。なお、本審議会の議事進行を清山会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

清山会長

早速、議事を進めさせていただきたいと思いますので、皆様には進行につきましてご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、本審議会は公開としておりますので、議事録も公開となります。議事につきまして、最初に議題1の中央最低賃金審議会の審議状況についてですが、新聞報道などで既にご存じのとおり、7月25日に中央最低賃金審議会の第4回目安の小委員会が開かれましたが、結論に至りませんでした。現在においても、目安の金額が示されていない状況になっております。このことにつきまして、事務局から審議会の経過や今後の見通しについて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

荻野室長

ご説明いたします。今年度の中央最低賃金審議会については、6月28日に第一回本審が開催され、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対し、令和4年度の地域別最低賃金額改正の目安について、調査審議を求める旨の諮問がなされました。また、6月28日当日になりますが、本審での諮問に引き続き、第1回目安小委員会が開催され、その後、7月12日、19日、25日と小委員会を重ねております。当初の予定では、7月27日に開催予定であった本審において目安額の答申がなされる予定となっておりますが、今年度の審議の進め方につきましては、昨年度の審議会にお

いては、異例の採決となり、その後の審議の総括においても、労使双方がやむなしという段階に至るまで十分な審議を尽くせるよう、最大限努力する、としたことを踏まえ、丁寧な議論を行う必要があること。例年以上に、目安額とその根拠、理由について、明確で納得できるものとして欲しいとの意見が労使から出ている状況であること。そのようなことを踏まえまして、目安を取りまとめるべく、公労公使で個別にご意見を伺いながら鋭意調整を進めたものの、労使双方の主張の隔たりがあり、また、目安額とその根拠・理由について、公益委員が再度検討する時間が必要となりまして、時間を置いて議論を再開したことから、目安答申の予定、日程が大幅に遅れている状況です。

なお、皆様、報道等で既にご存じと思いますが、本日8月1日の15時から第5回目安小委員会が開催される予定となっております。その後の日程については、申し訳ございません、今のところ状況を把握はしておりません。

本来であれば、この場で、この時間、目安答申の内容、中賃の目安に関する公益委員見解の内容等についてご説明するところでございますが、ただいま申し上げましたとおり、中賃の目安答申が遅れておりますので、目安答申がなされましたら、委員の皆様には、速やかにその内容等について、メールにて情報提供させていただき、なお、金額審議を行う専門部会にて、目安答申についてご報告申し上げたいと思っております。

大変申し訳ございませんが、中賃の審議の状況等にご理解をいただきたいと思っております。以上です。

清山会長

はい。ただ今の事務局からの説明につきまして、ご質問やご意見等ございましたらお願いします。大丈夫でしょうか。

全委員

(質問・意見等なし)

清山会長

はい、それでは続きまして、議題(2)の最低賃金と生活保護費との整合性につきまして、事務局より説明をいただきます。お願いします。

荻野室長

ご説明申し上げます。茨城県における令和2年度の最低賃金額と生活保護費の比較、検証について、ご説明いたします。資料No.1、160ページをご覧ください。比較方法は、従前どおり、平成20年度の中賃での目安審議における公益委員見解、に準拠しております。生活保護費については、生活扶助基準について、令和2年10月に基準額の改定が行われ、最新のデータであることから、冒頭申し上げましたとおり、令和2年度の最低賃金額と生活保護費の比較、検証となります。なお、住宅扶助費の実績値については、最新データである令和元年度、また、加重平均に使用する人口は、最新のデータである令和2年国勢調査による市町村別の人口の数値を用いております。

はじめに、1の生活保護費についてですが、食費などに相当する生活扶助の第1類費は18歳から19歳単身の区分の基準額、光熱費などに相当する第2類費は、市町村ごとの等級区分により異なりますので、一人世帯の区分の基準額を用いて、人口により加重平均し、合計しております。

その合計は、68,777円となります。なお、実際の計算過程では、基本的に端数処理は行わないことを申し添えておきます。また、第2類費には、基準額とは別に冬季加算があり、茨城県内においては、11月から3月までの5か月間、県内一律で、一人世帯で月2,630円支給されます。これを年間12か月に均しますと1,096円になります。さらに、年末に期末一時扶助費が支給されます。市町村ごとの等級区分一人世帯の基準額を加重平均して、年間12か月に均しま

すと969円になります。ここまでの小計は、70,842円です。住宅扶助費については、茨城県内の一人世帯の実績値22,380円となっておりまして、これらを合計しますと93,222円となります。

次に2の茨城県の最低賃金額ですが、令和2年改定額になります。最低賃金額に基づく1か月当たりの手取り額については、令和2年度の最低賃金額851円に、週40時間を1か月当たりに換算した173.8時間を乗じ、税や社会保険料を除く可処分所得、いわゆる手取りを算出する割合0.817を乗じて計算しますと120,837円となります。なお、可処分所得割合0.817については、佐賀県の令和2年度地域別最低賃金額792円を基に算出しております。令和2年度は、地域別最低賃金が最低額の都道府県は7県ありますが、佐賀県の可処分所得割合が最も低いということです。3の最低賃金額と生活保護費の乖離額については、上記の1と2で求めた数値を差し引きますと、月額差額はマイナス27,615円、時間当たりでマイナス194円となり、最低賃金額が生活保護費を上回る数値結果となっております。

次の161ページには、中央最低賃金審議会の資料となっている、都道府県ごとの乖離額変動の要因分析、と題した一覧表を添付しております。先ほど検証し説明したマイナス194円は、茨城の行の左側の令和2年度データに基づく乖離額と合致しております。なお、162ページには、本省で作成した、最低賃金額と生活保護費の比較（令和4年度）、を添付いたしました。先ほど説明しました月額であり、茨城の行を見ていただきますと合致しております。

なお、163ページと164ページは、162ページの比較の一覧をグラフ化したものです。以上です。

清山会長

ありがとうございました。ただ今の最低賃金と生活保護費の整合性につきまして、ご質問等ございますでしょうか

か。

全委員 (質問・意見等なし)

清山会長 最低賃金法第9条第3項において、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする、と規定されています。事務局からの説明によると、令和2年度の数値で生活保護費と最低賃金を比較すると、最低賃金額の方が時間当たりで194円上回っているとのことですが、これに対してご質問等ございますか。

全委員 (質問・意見等なし)

清山会長 大丈夫でしょうか。

それでは続きまして、議題(3)の令和4年度最低賃金に関する実態調査結果についての説明を事務局よりお願いします。

平戸係長 それでは、私からは本日の資料のうち、主に賃金実態調査結果部分についてについて説明いたします。賃金実態調査として、毎年5月から6月にかけて2つの調査を実施しております。一つは、賃金改定状況調査、もう一つは最低賃金に関する基礎調査です。まず、賃金改定状況調査について簡単に説明させていただきます。この調査は、中賃の目安審議に使用する調査であり、全国の市町村を対象に労働者数29人までの事業所に対して、産業別に昨年6月の賃金額と本年6月の賃金額の改定状況について厚生労働省本省で調査を実施しているものです。本省で取りまとめた調査結果が、165ページからの資料No.2となっております。

175ページの資料No. 3は、改定状況調査からランクごとの賃金上昇率を一覧にした表となります。176ページからの資料No. 4、地域別最低賃金の未満率、影響率については各都道府県別の未満率および影響率の結果になっております。179ページからの資料No. 5につきましては昨年実施した賃金構造基本統計調査の結果をもとに本省で集計した、都道府県別の時間当たりの賃金分布を表にした一覧となっております。調査は毎年6月に実施しておりますのでこの標準となる最低賃金は令和2年度、851円の金額が適用されております。茨城局は一般・短時間計が182ページ、一般のみが195ページ、短時間のみが208ページとなっております。こちらも、中賃の目安審議の資料となっております。

続いて、もう一つの最低賃金に関する基礎調査について簡単に説明いたします。資料はNo. 6、218ページからとなります。この調査は、各都道府県労働局単位で実施するもので、調査の対象は経済センサスに登録されているデータをもとに県内に所在する労働者の数が、1人から99人までの事業所について、産業別に行ったものです。なお30人から99人の規模につきましては、製造業と新聞業及び出版業に限られており、例年それ以外の産業については29人までの規模を対象としておりましたが、特定最低賃金の審議資料とすることを踏まえて昨年度から各商品小売業についてのみ範囲を全規模対象として行っております。この調査は、6月に通常どおり就労した場合に支払われる賃金額などを記入するもので、集計に当たっては規模別のほか、全労働者と一般労働者、パートなどの短時間就労者別と年齢階層別に分けております。調査結果につきましては、218ページから220ページまでが報告のあった全労働者について集計した総括表、221ページがこの総括表をもとに作成した賃金分布・特性値・未満率一覧表となります。同じように222ページから225ページまでが一般労働者、226ページから229ペ

ページがパート等短時間就労者について集計した総括表、及び賃金分布・特性値・未満率一覧表となります。すべての総括表について本年度は現行の茨城県最低賃金879円を基準に、低い868円から高い929円までについては1円刻みのものを作成いたしました。230ページは、基礎調査結果総括表を基に最低賃金の引上げ額と影響率の関係を示したものです。現在の茨城県最低賃金は879円であり、基礎調査結果によれば、全労働者のうち2.09%が最低賃金未満ということになります。引き上げていった場合どれだけの影響があるかを一覧で示したもので、影響率と未満労働者数を表しております。なお、未満労働者数は経済センサスで把握した母集団人数と基礎調査結果人数を割り戻した、推測値となっております。以上が最低賃金に関する基礎調査の結果となります。

今回の資料として231ページ、資料No.7は2022年7月8日付け 日本銀行水戸事務所が発表した茨城県金融経済概況を例年どおり資料としてお配りしています。このほか、243ページ、資料No.8、として日本銀行水戸事務所が公表している2022年6月企業短期経済観測調査結果をお配りしました。次の247ページの資料No.9は、県庁統計課から公表されている茨城県の経済動向、令和4年1月から3月期分です。この資料No.8、9につきましては前回第1回本審時に最新の公表データが間に合わなかったことから今回最新のデータを資料として添付いたしました。私からは以上となります。

清山会長

はい、ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見などございますか。

全委員

(質問・意見等なし)

清山会長

よろしいでしょうか。大部の資料です。また、持ち帰ってしっかり読んでいただければと思います。それでは続きまして、議題（４）に入ります。茨城県最低賃金改正の諮問に伴い、意見聴取の公示をしましたところ、茨城ユニオン、一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会、茨城県労働組合総連合関係を含め、合計13件の意見書の提出がありました。事務局より説明をお願いします。

荻野室長

ご説明いたします。7月1日に開催いたしました第一回審議会において、茨城労働局長から茨城地方最低賃金審議会会長あてに、茨城県最低賃金の改正決定について、諮問させていただいたところですが、諮問に際し、最低賃金法第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行ったところ、ただ今、会長から説明がありましたが、審議会会長、または労働局長あてに、意見書等が13件提出されております。

時間の関係もございますので、ご意見等の内容につきましては、お手元の資料をお読みになっていただき、この場では、意見書等の表題と団体名のみご紹介させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1つ目は、資料No.13、268ページ、7月12日受理いたしました一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会様から、令和4年度茨城県最低賃金の改定について（要望）が提出されております。2つ目は、資料No.14、270ページ、7月25日受理いたしました茨城ユニオン様から、要請書が提出されております。なお、本要請につきましては、このあと提出団体からの陳述がございます。3つ目は、資料No.15、272ページ、7月25日受理いたしました茨城県労働組合総連合様から、茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書が提出されております。4つ目は、資料No.16、275ページ、7月25日受理いたしました茨城県医療労働組合連合会様か

ら、最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書が提出されております。なお、本意見につきましては、このあと提出団体からの陳述がございます。5つ目は、資料No.17、277ページ、7月25日受理いたしましたいばらきコープ労働組合様から、茨城地方最低賃金の大幅引き上げを求める意見書が提出されております。6つ目は、資料No.18、279ページ、7月25日受理いたしました全労連・全国一般労働組合茨城地方本部様から、茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書が提出されております。7つ目は、資料No.19、281ページ、7月25日受理いたしました全日本年金者組合茨城県本部様から、2022年茨城県最低賃金の改正決定にあたっての意見書が提出されております。8つ目は、資料No.20、283ページ、7月25日受理いたしましたJMITU茨城地方本部、日本金属製造情報通信労働組合様から、2022年度茨城県最低賃金の改定にあたって、最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書が提出されております。9つ目は、資料No.21、285ページ、7月25日受理いたしました茨城県自治体労働組合連合様から、2022年度最低賃金の大幅引き上げを求める意見書が提出されております。なお、本意見につきましては、このあと提出団体からの陳述がございます。10個目は、資料No.22、287ページ、7月25日受理いたしました茨城県高等学校教職員組合様から、2022年度最低賃金の大幅引き上げを求める意見書が提出されております。11個目は、資料No.23、288ページ、7月25日受理いたしました茨城県私立学校教職員組合連合様から、2022年度最低賃金の大幅引き上げを求める意見書が提出されております。12個目は、資料No.24、289ページ、7月25日受理いたしました全日本建設交運輸一般労働組合茨城県本部様から、2022年度最低賃金の大幅引き上げを求める意見書が提出されております。最後13個目は、資料No.25、290ページ、7月25日受理いたしました、いばらき一般労働組合様から、2022年茨城県

最低賃金の改正決定にあたっての意見書が提出されております。以上です。

清山会長

はい、ありがとうございます。7月1日の第1回本審において、意見書が提出されご要望があった場合には、この場で意見を聴くことに決定しています。茨城ユニオン、茨城県医療労働組合連合会、茨城県自治体労働組合連合から、意見書の提出のほか、意見陳述の要望がありましたので、意見聴取を行いたいと思います。事務局で準備をお願いします。

(意見陳述人入室、着席)

清山会長

意見陳述人の方は、氏名と団体名を述べてから、5分程度で意見書についてご説明をお願いいたします。

梅園陳述人

梅園和朗、茨城ユニオン執行委員です。要請書、日頃からのご活躍に敬意を表します。茨城ユニオンは、パートタイム労働者や派遣労働者など非正規雇用労働者をはじめ働く者の労働相談や権利運動に力を入れて取り組んでいます。私たちは、今期の最低賃金改定の議論、審議を前に、コロナ禍だからこそ最低賃金大幅引き上げが喫緊の課題であることから以下のとおり要請いたします。記、現状の最低賃金は低すぎて、最低賃金法第一条のいう、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する、という目的を実現するものにはなっていません。OECD加盟の主要国の中でも極めて低い水準です。一方で、日本の社会保障制度は貧弱で、住宅や教育の費用、老後や失業、病気、障害などで働けない状態にある時の生活保障も不十分で、賃金によって支えられなければ生活破綻に至るのが

現実です。コロナ禍の影響もあり生活保護の受給者は急増し164万世帯200万人を超えています。憲法25条を実現するためにも、最低賃金1,500円を当面の目標とし、いつまでに実現するのか、どのように実現するのかのロードマップおよび、実現するためにどのような制度が必要なのか、最低賃金制度だけでなく社会福祉やその他の諸制度との関係も含めて、社会全体での議論を作っていくことが必要だと考えます。長引くコロナパンデミック、ウクライナ戦争、世界中で多発する大規模自然災害、金融緩和の反動などで、物価が急騰しています。欧米に比べると日本はまだまし、といわれますが、貧困層の生活は窮迫しています。消費者物価は前年比2.5%台の上昇とされていますが、内容をつぶさに見ると、生鮮食料品では野菜13.1%、魚介12.2%、油脂、調味料6.3%など高い上昇率です。また、電気代18.6%、ガス代17.0%（都市ガス代22.3%）、ガソリン代13.1%、家庭用耐久財は7.4%（エアコン11.0%など）、生きていくのに欠かせない物の価格高騰が生活を直撃しています。それだけでなくゆとりなどない低賃金労働者の生活が危機に直面しています。この危機を乗り越えるために、2022年度は最低賃金を少なくとも1,000円以上を実現する必要があります。現在、茨城県の最低賃金は879円ですが、1か月フルタイムで173時間働いても152,067円にしかありません。年収では、182万円弱です。一般的に年収200万円以下の労働者はワーキング・プアと言われていますが、その水準にも及びません。これでは健康で文化的な生活とはとても言えません。いざというときのための貯えができる状態ではありません。物価高騰は長期化すると予測されています。早急に対処しなければ、わずかな貯えも底をつきます。まだまだ終息が見通せないコロナ感染拡大で、第7波の感染者数は11万人をはるかに越えて過去最多となっています。営業時間の短縮や休業、仕事の激減などにより収入

がさらに減少する可能性があります。地方最低賃金額は、最低の820円と最高の1,041円では1時間当たり221円もの差があります。1ヶ月173時間働くと38,233円の差になります。20年前の2002年は最低が604円、最高が708円で差は104円でした。この20年で、時間当たりの差は117円も広がりました。最低賃金の地域間格差の拡大は若者を中心とした人口の流出、都市への集中となり、地方の衰退を促進する要因の一つとなっています。最低賃金法の詳解では、本法は、すべて、国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。と規定する憲法25条第1項および、賃金、就業時間、休息その他の勤務条件に関する基準は、法律でこれを定める、とした憲法27条第2項の法意を実現したもの、とあります。これを踏まえるならば最低賃金とは、健康で文化的な最低限度の生活を保障するためのものであり、常に健康で文化的な最低限度の生活の内容を問題とすることは最低賃金改定審議の基本だと考えます。また、そもそも論から言えば、労働は人間の根源的な生命活動であり、そのことによって自らの生存を維持するだけでなく、人間労働の本質的な側面としての協働労働として人間関係、社会関係を結ぶものです。その同じ時間の生命活動の価値(金銭に還元した価格)が、場所によって異なるということは、場所によって人間の労働の最低限の価値に差をつけることになり、公正と平等に欠けると考えます。

以上、コロナ禍だからこそ、あらためて、憲法25条健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、ならびに最低賃金法第1条労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする、ことに立ち返り、以下、要請します。1、コロナ禍を理由に最低賃金引き上げに歯止めをかけることなく、積極的に大幅引き上げに向け尽力されたい。2、最低賃金の地域間格差の解消を、低水準額に合わ

せるのではなく、高水準額に合わせての実現にむけて尽力されたい。3、今回の改定にあたり、県最低賃金時給を1,000円以上に引き上げ、速やかに1,500円の実現にむけて尽力されたい。以上です。

清山会長 ありがとうございます。それでは、ただ今のご説明につきまして、ご意見やご質問などございますでしょうか。

全委員 (質問・意見等なし)

清山会長 よろしいですか。ありがとうございます。無いようでしたら、次の方の意見聴取に移りたいと思います。

(意見陳述人退席、退室)

(意見陳述人、傍聴席から前の席へ移動し着席)

清山会長 意見陳述人の方は、氏名と団体名を述べてから、5分程度で意見書についてご説明をお願いします。

藤田陳述人 茨城県医療労働組合連合会で書記長を務めます、藤田周と申します。資料はページが275ページになります。若干の補足を加えて説明させていただきます。まず、このような場を設けていただきましてありがとうございます。医療・介護の現場では、国家資格等のライセンスを持つ労働者が多数います。厚生労働省の2021年度の調査によれば、看護師と教員の所定内賃金の比較で、看護師は117,500円低い実態にあります。介護職では、全産業平均に比べて月額で76,960円も低くなっています。医療・介護の労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準で、離職の大きな要因になっています。加

えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。グラフご参照ください。私たちは、全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大変大きな格差が存在しており、納得できません。コロナ禍が2年以上続くなか、奮闘し続けていますが、医療・介護への十分な補償も補填もないため、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形であられました。この間、不十分ながらも政府の交付金や処遇改善事業で若干の対応が行われましたが、現場の奮闘に見合う賃金には至っておりません。

補足します。日本医労連の調査によりますと、6月7日現在で、看護師4,000円、介護職9,000円の処遇改善と言われたものですが、介護関係の回答では、ベア支給が1組織、調整給が5、手当支給が128組織と、ほとんどの組織が手当の支給での回答でした。対象施設の看護職のみが圧倒的に多く平均で3,718円、対象施設の看護職以外は平均2,898円となっています。介護職は、ベアが12組織、調整給、その他が3組織、手当支給が108組織と、ほとんどの組織が手当支給の回答でした。額についても平均で6,143円、介護職以外で4,179円となっており、政府が宣言していたような賃上げにはまったくつながらない状況でした。また、申請を見送るというところも7組織ありました。戻ります。

さらに、非正規雇用が増えており、医療の施設では3割以上が非正規です。介護施設では5割以上、在宅については9割が非正規雇用労働者です。人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げが求められています。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。日本看護協会も先日、国へ賃金改善の要望書を提出したと聞いています。2020年に茨城労連の最低賃金生計費資産調査

でも1,500円以上が必要なことが明らかになりました。

補足します。日本医労連の青年協議会で、今年2月に全国24県69人が、20代、30代が中心ですが、最低賃金生活体験に取り組みました。都道府県最賃で生活すると、45人が最賃額を上回る結果になったのに対し、最低賃金が1,500円を実現すれば、大勢の69人が収入の中で生活できるようになるという結果でした。また今回、条件をクリアした人も1か月だからできた、毎月なら無理です、と答えています。このように、地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要な課題であり、即時の実現を求めるものです。ありがとうございます。

清山会長

はい、ただ今の意見陳述につきまして、ご意見やご質問ございますでしょうか。

全委員

(質問・意見等なし)

清山会長

ただ今、データをだいたひ口頭でおっしゃったのですが、可能でしたらそのデータにつきまして、あるいは今日の発表用原稿があるのであれば、それを労働局の方に一部提出していただけますでしょうか。

藤田陳述人

はい。

清山会長

よろしく申し上げます。それでは、次の方をお願いしたいと思います。

(意見陳述人退席、退室)

(意見陳述人、傍聴席から前の席へ移動し着席)

清山会長

それでは、意見陳述人の方は、氏名と団体名を述べてから、5分程度で意見書についてご説明をお願いします。

濱野陳述人

私は、濱野真と申します。所属は茨城自治労連で執行委員長をしております。よろしくお願いいたします。

本日はこのような場を設けていただいたことに関しまして心から感謝申し上げます。資料は285ページから記載されています。

最初に、私たち茨城自治労連は、主に県内の市町村の自治体職員で構成される労働組合です。最低賃金は、私たち市町村職員の賃金にも大きな影響を及ぼしており、大幅な引上げは処遇改善につながることから意見を申し上げるものです。

意見書の2に記載している内容について、重点的に説明させていただきます。

市町村自治体に勤務する非正規職員であります会計年度任用職員は、近年、正規職員が減少している一方で、増加の一途をたどっております。茨城県労働組合総連合、茨城労連の2021年度公契約アンケート調査では、県内44市町村の職員のうち、非正規職員である会計年度任用職員は全体の41.8%もの割合を占めております。そして、会計年度任用職員は、市町村職場で今や正規職員と同じような業務に就いていることが多く、重要な役割を担っています。しかし、先ほどの調査では、2021年度の会計年度任用職員、一般事務職の平均時給額は916円と低額で、そのうち時給額が800円台の市町村は24ヶ所もございます。多くの市町村は財政負担を抑えるため、期限付きで都合よく採用できる会計年度任用職員の賃金を、最低賃金ぎりぎりの額にとどめています。年収にすると200万円未満となり、まさに官製ワーキング・プアとも言える状態となっております。最低賃金を大幅に引き上げることによって、会計年度任用職員の賃

金を引き上げることができます。また、私たち自治労連が今年6月から実施しましたこのような会計検度任用職員のアンケート調査では、会計年度任用職員に関して、とりわけ特徴的なところは、女性の割合が市町村平均で80.9%も占めていることです。そして、その約4分の1の方は、この年収200万円未満の低賃金で、主たる生計維持者として家計を支えていることが分かっています。会計年度任用職員の賃金が男女の賃金格差を作り出していることによって、先進国の男女間格差が最下位に位置している原因と言えます。ジェンダーギャップを解消して、性別にかかわらず自立した生計がたてられる賃金とする必要性からも、最低賃金の大幅な引き上げを求めるものです。このように会計年度任用職員の賃金が低い状況にもかかわらず、その5割以上は5年以上続けて勤務しております。そしてそのほとんどの方は仕事にやりがいや誇りを持っていると答えております。市町村自治体は会計年度任用職員のやりがいに依存したまま、低い賃金に抑えている状況です。これを最低賃金の側面から、引き上げていただくことによって、より早期に処遇を改善させることにつながっていくと思っております。私たち自治労連のアンケートで回答のあったある保育所で働く会計年度任用職員の声を紹介させていただきます。

この方は、自分自身は仕事は好きだが、賃金の面で悩み、離職を考えることがあります。せつかく働く世代を支え、日本の未来を担う子供たちの命を預かり育てているのに、それに見合った給料が支払われないのは不当です。保育に真剣に取り組みたいのに、理想の保育はとてもじゃないけどできません。そのように答えております。

会計年度任用職員の賃金が改善されることは、正規職員の賃金が改善されることにもつながり、住民の命と暮らしを守る私たち市町村職場で働く労働者にとって、一番大切

なやりがいを持ち続けることができ、住民のための仕事を全うすることができると思います。

最後になりますが、意見書に記載しております、このコロナ禍そして生活関連費などの価格高騰の面からの最低賃金の大幅引き上げに加えて、全国一律最賃制も合わせて求めさせていただきまして、私からの意見陳述とさせていただきます。以上となります。ありがとうございました。

清山会長 ありがとうございました。それでは、ただ今の陳述につきまして、意見や質問がございますでしょうか。

全委員 (質問・意見等なし)

清山会長 ありがとうございました。今までのところで、何かご質問、ご意見がございますでしょうか。

全委員 (質問・意見等なし)

清山会長 それでは、これで意見聴取を終了いたします。どうもありがとうございました。

(意見陳述人退席)

清山会長 続きまして、議題(5)の茨城県等から、要請書等が提出されているということですので事務局から説明をしていただきます。

荻野室長 ご説明いたします。審議会会長、また、労働局長あてに3つの要請書等が提出されておりますので、ご報告させていただきます。時間の関係もがございますので、意見、要請等の内容につきましては、お手元の資料をお読みになって

いただき、先ほどの関係労使からの意見書同様、この場では、要請書等の表題と要請機関名のみご紹介させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1つ目は、資料No.10、263ページをご覧ください。7月1日受理いたしました茨城県結城市議会様から、審議会会長あてに、最低賃金額の大幅な引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書が提出されております。2つ目は、資料No.11、265ページをご覧ください。7月26日に、茨城県の産業戦略部長、労働政策課長らが来局され、茨城県知事から、審議会会長並びに労働局長あてに、本県最低賃金の改正について、と題した要請書が提出されております。3つ目は、資料No.12、267ページをご覧ください。7月28日に、日本共産党茨城県委員会の委員長、並びに県議会議員の江尻氏が来局され、労働局長並びに審議会会長あてに、最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援の拡充を求める要請書が提出されております。以上です。

清山会長

ありがとうございます。それでは、ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等はございますか。

全委員

(質問・意見等なし)

清山会長

はい。それでは、先ほど事務局から説明がありましたように、中賃から目安の答申が示されていないという異例の状況ではありますけれども、労働者側、使用者側双方から、金額審議をするにあたっての基本的考え方を述べていただきたいと思います。まずは、労働者側からよろしいでしょうか。お願いします。

大森委員

それでは、私の方から労働者側の基本的考え方を述べさせていただきますと思います。昨年の審議につきまして

は、新型コロナウイルス感染症による経済、社会への影響が残る中で行われまして、全国加重平均で28円の引上げ、930円、茨城においては879円となったところでございます。しかしながら、この水準については、年間2,000時間働いたとしても、年収200万円にも満たない状況でございまして、いわゆるワーキング・プア水準にとどまっており、すべての働く者のセーフティネットとしては不十分であると考えております。我々、労働者側としては、労使交渉を通じて獲得した労働条件を、地域別最低賃金の引き上げにつなげ、未組織労働者の労働条件向上へ波及させていくことが、社会的責務であると考えております。最低賃金の引上げによって、賃金全体を底上げし、雇用形態に関わらず、働いて稼いだ賃金で家族とともに生活し、将来に展望が持てる社会を実現すべきであると考えております。審議にあたりましては、5点ほど申し上げたいと思います。一つ目としては、地域における労働者の生計費、賃金水準を重視すること。二つ目として、物価動向、特に低所得者層における影響に配慮すること。三つ目としては、マクロの経済成長を反映させること。四つ目として、ランク内の格差解消に努めること。五つ目として、憲法第25条、最低賃金法第1条、労働基準法第1条の趣旨を十分に考慮しつつ、論議を行っていきたいと思っております。

今もなお、新型コロナウイルス感染症の急拡大が続いておりますけれども、現在はワクチン接種の進展などと相まって、社会活動の正常化も進み、経済も回復基調にあると考えております。一方、昨今の急激な物価上昇によりまして、私たち労働者、とりわけ最低賃金近傍で働く者の生活を、圧迫している状況にあると考えております。現時点は目安の答申がされておりますけれども、今後、示される目安を尊重しつつ審議の方に臨んでまいりたいと思います。繰り返しになりますけれども、現行の茨城県地域別最低賃金は879

円であり、2,000時間働いたとしても年収は1,758,000円に
しかならず、労働者の生活の安定に資する額であるとは到底
言えないと考えております。茨城県における賃金実態、
生活実態、生計費を重視した、労働者が健康で文化的な最
低限度の生活できる絶対額での適正な水準確保が必要であ
ると考えております。具体的には、雇用戦略対話合意で掲
げております、全国加重平均1,000円を尊重しつつ、連合が
掲げる、誰もが時給1,000円、に向けて審議に臨んでいき
たいというふうに思っております。私の方からは、以上で
ございます。

清山会長

ありがとうございました。それでは続きまして、使用者
側からお願いします。

水出委員

それでは、使用者側の今回の本審にあたりましての基本
的な考え方を私の方から述べさせていただきます。初め
に、昨今の社会情勢におきまして、新型コロナウイルス感
染症の第7波が広がりを見せていることは、皆さんご承知
のとおりで、東京では連日30,000人、当県におきましても
3,000人を超える状況が続いておりまして、一時期回復基調
でありましたけれども、経済活動においても、ここ1ヵ月
で先行きへの不安感から消費者行動にもブレーキがかか
り、県内経済に更なる影響が出るというような懸念がされ
ております。そのような中、中小企業を取り巻く経営環境
におきましては、日銀が四半期ごとに公表しております日
銀短観において、全規模、それから全産業の業況判断D I
を時系列で見ますと、コロナ禍で大きく落ち込んだ後、回
復基調にありましたけれども、6月期のD Iを企業規模別
に見て見ますと、大企業はプラス11、中堅企業はプラス
3、中小企業についてはマイナス2と、規模が小さいほど
厳しい状況になっております。加えて、日銀水戸事務所が

7月1日に発表した短観での県内の業況判断D Iでは、非製造業が改善した一方、製造業が悪化したことから、全産業では3期振りの悪化と示されておりますし、また先行き2022年9月までの予測では、製造業、非製造業とも悪化するため、全産業で悪い超、に転化するとの報告がなされております。中小企業の経営を取り巻く環境は、従来のコロナ感染症の影響による景気低迷に加えて、ロシアのウクライナ侵攻に対する金融制裁や、天然ガス、石油等のエネルギー問題、半導体や資材の不足などの国際経済情勢の変化の影響を大きく受け、先行きへの不安、懸念が高まって、予断を許さない状況にあります。特に、経営の基盤である電力、石油などの料金引き上げ、デジタル化に対応するための人材不足、原材料等の上昇価格を取引価格へ転嫁することが遅れているほか、先般の過去最高となる最低賃金の大幅引上げ、それから、社会保険料の適用範囲の拡大、雇用保険料の引上げなど、賃金を含めた制度改正による負担増により、一段と厳しさを増してきております。景況感の回復基調にある業種、企業と、経営状況が厳しい業種、企業とに格差が生じている状況であることを改めてご認識いただきたいと思います。

最低賃金は、企業の経営状況のいかんにかかわらず、全ての労働者にあまねく適用されます。経済の好循環を機能させるためには、賃上げの原資である生産性を向上させ、企業の経営を改善していくことが大前提にあります。そのためには、中小企業の実産性を高めるための行政施策を進めていただき、経営の安定と賃上げに向けた機運を促すことが肝要と思っております。関連して、コロナ禍における政府の補助金、助成金の応募件数、実績件数で言えば、未だ支援の行き届いていない中小企業が多く存在していると推測されます。自発的に賃金引上げの原資を確保できる環境を整備すべきであり、例えば養鶏・養豚業などの飼

料・資源高に苦しむ企業への県独自の支援など、業種業態に応じた支援策の拡充、強化をお願いしたく、コロナ禍においても雇用を維持しながら、必死に経営を継続してきた企業の通常の事業の賃金支払能力を最も重視して審議していく必要があると考えます。それから、コロナ禍の資金繰りに苦勞していた中小企業に対し、実質無利子・無担保のいわゆるゼロゼロ融資ですけれども、実質無利子となるのは最大3年間で来春にも利払いが始まるため、無利子期間の終了とともに利払いに行き詰まり、返済が滞ってしまうケースも想定される状況になってございます。今日から本県でも審議がスタートいたしますけれども、好調な企業は確かにございますが、全ての業種、全ての労働者に適用される県の地域最賃は、コロナ禍の影響並びに昨今の原料、エネルギー高騰で深刻な影響を受けている企業にとっては大きな課題でございます。事業の存続危機や人員削減などの窮地に追い込まれないように配慮が必要でございますし、高額に引き上げる時期として今はそぐわない時期であると考えます。実際に経営者協会の中小企業会員からは、半導体不足の影響で製品の製造出荷が出来ない状況がこの先1年続くと持たない企業が出てくる、との切実な声も寄せられております。

最後に今年度の審議にあたりましては、中小企業の経営実態をしっかりと把握し、明確な根拠に基づいた納得感のある審議を行うべきであり、使用者側としては、最低賃金改定により引き上げられた人件費をきちんと景気の好循環に繋げる対応もこの審議会の役割であると認識してございますので、公益、労側の委員とも理解を得ながら、慎重に進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

清山会長

ありがとうございました。ただ今、労働者側使用者側双方から基本的な考え方について述べていただきましたが、

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

全委員 (質問・意見等なし)

清山会長 よろしいですか。それでは、次の議題に入りたいと思います。議題(6)の茨城地方最低賃金審議会茨城県最低賃金専門部会委員の任命について、事務局より説明していただきます。

中島補佐 事務局よりご説明申し上げます。資料No.26、291ページに令和4年度茨城地方最低賃金審議会茨城県最低賃金専門部会委員名簿が資料として添付されておりますのでこちらをご覧ください。

最低賃金専門部会委員の任命についてご報告いたします。本年7月1日付けで、最低賃金専門部会委員の候補者の推薦公示を行いました。推薦締切日の7月15日までに関係労使から推薦がありました。推薦がありました方につきましては、7月19日付けで最低賃金専門部会委員に任命されていることをご報告申し上げます。

291ページに最低賃金専門部会委員の名簿についてご説明いたします。公益代表の委員については、井出委員、清山委員、野村委員。労働者側代表委員につきましては、大森委員、小坂委員、宮下委員。使用者側代表委員につきましては、瓜田委員、澤畑委員、水出委員が任命されております。ご確認をお願いしたいと思います。以上です。

清山会長 はい、よろしいでしょうか。続きまして、議題(7)その他に移ります。今後の審議日程につきまして、事務局より説明していただきます。

荻野室長 今後の審議日程についてご説明いたします。第1回の専

門部会は、この後この会場での開催となります。第1回専門部会におきまして、部会長、部会長代理の選出後、運営規程等の決定、金額審議となります。資料の最後に委員の皆様だけ参考資料としまして付けておりますのでご参照ください。先ほど、中賃の審議状況につきましてご説明申し上げましたが、明日8月2日10時から予定しておりました第2回専門部会につきましては、大変申し訳ございませんが、日程を変更いたしまして、8月4日木曜日17時30分、遅い時間で申し訳ありませんが、この会場で開催したいと思っております。なお、17時30分からの開催時間につきましては、この後の専門部会におきまして、もう一度、時間の確認、場合によっては調整を行いたいというふうに思っております。専門部会委員に任命されました委員の皆様におきましては、日程変更について、大変ご迷惑をおかけしましたこと、お詫び申し上げますとともに、中賃の審議状況にご理解をいただき、日程調整にご配慮いただき感謝申し上げます。第3回専門部会につきましては、予定どおり8月5日金曜日14時30分からこの会場での開催となります。予定ですと、第3回専門部会の議決後、また、遅い時間で大変申し訳ございませんが、第三回本審を8月5日金曜日概ね16時30分頃から、この場での開催となり、専門部会の報告を受けまして、局長あての答申をいただきたいと存じます。8月初旬の大変暑い中、また、タイトな日程で委員の皆様には、大変ご苦勞をおかけいたしますが、ご理解のほど、どうぞよろしくお願いいたします。また、第四回の本審は、異議申出についての異議審となります。答申を受けて金額を公示しますと、異議申出の締切日が8月22日月曜日となりますので、異議申出があった場合には、翌8月23日火曜日10時30分からこの会場で開催を予定したいと思っております。異議申出があった際には、事務局から速やかに委員の皆様にご連絡したいと思っております。な

お、異議申出がない場合には、第四回本審は中止とさせていただきますが、異議申出の締切りが、先ほどご説明のように8月22日、第四回本審開催予定日の前日となりますので、申し訳ございませんが、第四回本審8月23日予定の当日の朝、速やかにご連絡したいと考えております。

最後になりますが、茨城県特定最低賃金改正にかかる申出書が、4産業より提出されておりますので、8月5日の第3回本審の議題の方に、特定最低賃金改正の必要性の諮問、を入れさせていただきたいと思っております。ご理解のほどどうぞよろしくお願いたします。以上でございます。

清山会長

はい、ありがとうございました。ただ今、審議日程の確認のための説明等がございましたけれども、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

全委員

(質問・意見等なし)

清山会長

今年、ちょっと異例の事態で目安がない状態で第1回の専門部会を今日行います。そこでの審議状況にもよりますけれども、2回目の審議が少し遅い時間からになっています。公益としては通常3回でまとめるのですけれども、この日程でまとめられるか不安を持っている状況です。つきましては、専門部会の中で日程についてご相談をさせていただきたいと思えます。現時点におきましては、このように予定どおりできるだけ進行していきたいと思えます。それでよろしいでしょうか。

委員

(了承の声)

清山会長

ありがとうございます。それでは、現時点では、予定し

ていた明日の開催の審議日程が、4日の17時半からということになっているということをお伝えしておきます。他に何か審議すべきこと等がございましたら、おっしゃってください。

全委員

(質問・意見等なし)

清山会長

それでは、本日の審議を終了させていただきます。お疲れさまでございました。